

慶 弔 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人三重電業協会（以下「協会」という）が行う慶弔慰について定める。

第 2 章 定 義

(用語の定義)

第 2 条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 会員とは、定款第 5 条に規定する会員の代表者をいう。
- 二 委員とは、協会の各委員会の委員をいう。
- 三 家族とは、会員ならびに委員の配偶者、一親等の血族および養父母をいう。
- 四 事業所とは、会員が経営する事業所であって、協会に届出のものをいう。
- 五 住居とは、会員が所有し、かつ居住するものをいう。

第 3 章 祝 金 ・ 弔 慰 金

(受章祝金)

第 3 条 受章祝金は、叙勲、国家褒章、大臣表彰ならびに三重県の行う県民功労者表彰、産業功労者表彰および知事表彰の受賞者に対するものとし、別表のとおりとする。

(結婚祝金)

第 4 条 結婚祝金は、別表のとおりとする。

(傷病見舞金)

第 5 条 傷病見舞金は、入院が 15 日以上にわたる場合とし、別表のとおりとする。

(災害見舞金)

第 6 条 災害見舞金は、事業所または住居が被災した場合とし、別表のとおりとする。ただし、地震災害等被害が広範囲にわたるものは、これを除く。

(死亡弔慰金)

第 7 条 死亡弔慰金は、別表のとおりとする。

(花輪・慶弔詞)

第 8 条 慶弔慰について必要ある場合は、花輪等を併せて贈り、または慶弔詞等をなすことができる。

(その他の慶弔慰)

第 9 条 本規程に定めのない慶弔慰については、その都度、会長が副会長および総務委員長と協議して決定する。

付 則

第 1 条 この規程は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

別 表

区 分	会 員	委 員	家 族
受 賞 祝 金	20,000 円	20,000 円	—
結 婚 祝 金	10,000 円	10,000 円	—
傷病見舞金	10,000 円	10,000 円	—
災害見舞金	10,000 円	10,000 円	—
死亡弔慰金	10,000 円 および供花 1 基	10,000 円 および供花 1 基	10,000 円 および供花 1 基

昭和 5 1 年 4 月 制定
 昭和 5 4 年 6 月 改正
 昭和 5 7 年 6 月 改正
 昭和 6 0 年 7 月 2 6 日 改正
 平成 4 年 1 月 2 9 日 改正
 平成 1 1 年 3 月 3 0 日 改正
 平成 2 3 年 5 月 2 6 日 改正